

台風や豪雨などによる

令和8年10月～
特定地域に限り制度拡充！

浸水被害から守ります

止水板 設置工事助成のご案内



対象区分	助成率	限度額
① 令和8年7月17日以降浸水被害があった地域 ② 内水氾濫による想定最大浸水深が0.5m以上の地域 ※ 対象の町丁目など詳しくは区ホームページをご覧ください	9/10	最大100万円
上記以外の区内全域	1/2	50万円

拡充



助成対象者

- ・足立区内の住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者、
 - ・水防法に規定する要配慮者利用施設※（民間）の所有者及び管理者
- ※ 社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

対象工事

止水板設置工事及びそれに伴う関連工事

※ 止水板は、金属等の浸水に耐えうる材質で、一定の浸水防止性能があること。また、取外し又は移動が可能で、繰り返し使用ができること。



このような場合は助成対象外です

- ・ **工事を伴わない**場合（置き型止水板を購入するだけなど）
 - ・ **扉として併用**する場合（止水板は浸水防止の用途に限る）
 - ・ 周辺地盤より掘削して設けた**地下室（半地下構造含む）がある建物に設置**する場合
- ※ 令和5年3月以前に建築確認済証が交付された建物は助成対象。
- ・ 売買目的で所有する建物に止水板を設置する場合

申請手続きの流れ

1	事前相談	まずは計画段階で区へご相談ください。 ※ 区からの交付決定前に着工した場合は、 助成の対象外 です。
2	助成金交付申請	助成金交付申請書 に必要書類を添えて区へ申請してください。
3	審査・交付決定	・ 申請内容を区が審査し、助成金の交付を決定します。 ・ 交付決定後に『 交付決定通知書 』を申請者にお送りします。
4	工事着工～完了	・ 交付決定通知書を受け取ったら、工事を始めてください。 ・ 工事が完了したら、 工事完了届 に必要書類を添えて区へ提出してください。
5	現地確認・検査	・ 提出書類と設置した現地の状態を区が検査し、合格であれば 助成金の交付額を確定 します。 ・ 交付額の確定後に『 助成金確定通知書 』を申請者にお送りします。
6	助成金の請求	助成金確定通知書を受け取ったら、助成金の請求書を区へ提出してください。
7	助成金の交付	助成金を指定口座に振り込みます。

< 申請・問合せ先 >

足立区都市建設部都市建設課事業推進係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（北館4階）
TEL：03（3880）5478 FAX：03（3880）5619
E-mail：k-jigyo@city.adachi.tokyo.jp

